

呉市建設工事等入札参加有資格者に係る呉市内への本店又は営業所等の
開設に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 呉市建設工事並びに測量及び建設コンサルタント等業務の入札(見積)参加有資格者名簿(以下「名簿」という)に登録されている者が、新たに呉市内に本店又は営業所等を開設する場合の取扱いについては、この基準により行うものとする。

(申請の受付)

第2条 既に名簿登録されている者が、新たに呉市内に本店又は営業所等を開設し、資格の変更を希望する場合は、市長が告示する期間内に、呉市内への本店又は営業所等の開設に伴う変更申請書(別紙様式。以下「申請書」という。)に必要書類を添付して申請するものとする。ただし、建設工事については建設業法第3条第1項に規定する営業所等を対象とする。

(資格審査)

第3条 前条により申請書の提出があったときは、申請内容(添付書類等)を確認の上、呉市工事請負業者選定に関する規程(昭和39年呉市訓令第8号。以下「規程」という。)第2条に規定する呉市入札参加業者資格審査会(以下「審査会」という。)の審査に諮るものとする。

2 審査会が調査の必要があると判断した場合は、営業所の実態調査を行うとともに、確認できる資料の提出を求めることができる。

3 営業実態が確認できない場合は、許可行政庁へ通報することがある。

(変更登録)

第4条 審査会は、規程第6条に基づき審査を行い、的確であると認めたときは名簿に変更登録するものとする。

(登録及び事務処理)

第5条 第2条の申請については、申請を受け付けた月の翌々月の1日に名簿に登録するように事務処理するものとする。

付 則

この基準は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から実施する。

呉市内への本店又は営業所等の開設に伴う変更申請書

平成 年 月 日

呉市長様

（申請者）

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

（事務担当者： ）

この度、呉市内に下記のとおり事務所を開設したので、呉市建設工事並びに測量及び建設コンサルタント等業務の入札（見積）参加有資格者名簿の変更について、次のとおり申請します。

区分	本店・営業所等（○をつけてください。）		
所在地	呉市		
営業所等の名称	(フリガナ)		
受任者	役職名		
	氏名	(フリガナ)	
電話（ ）	—	FAX（ ）	—

該当する提出書類にチェックをつけてください(様式は呉市契約課ホームページに掲載しています)。

建設工事	建設コンサルタント
☐ 使用印鑑届 ☐ 納税に関する誓約書 ☐ 委任状 ☐ 営業所等所在調書 ☐ 登記事項証明書（登記簿謄本）の写し ☐ 建設業許可証明書又は通知書の写し ☐ 建設業変更届出書の写し ☐ 営業所一覧表（建設業許可申請書の別紙二）の写し ☐ その他（ ）	☐ 使用印鑑届 ☐ 納税に関する誓約書 ☐ 委任状 ☐ 営業所等所在調書 ☐ 登記事項証明書（登記簿謄本）の写し ☐ その他（ ）

（注意事項）

- ・ 建設工事については建設業法第3条第1項に規定する営業所等に限ります。
- ・ 申請月の翌々月1日以降名簿に登録するとともに通知します。
- ・ 登録された営業所等に現状調査に行く場合があります。